

## 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会平成16年諮問第8号 第4次中間答申(平成19年8月2日))

### に対する意見

所属団名：(社)電子情報技術産業協会

住所：〒101-0062 千代田区神田駿河台3-11

三井住友海上別館ビル

#### コメント1

ページ	P10 第二章 送信側の課題(1) - 中継局の整備 3.提言 <b>(4)中継局ロードマップ</b> 昨年12月1日に公表された中継局ロードマップは、関係者の取組により、今後2008年、2010年を目途として更新することとされているが、視聴者がデジタル受信に関してより最新の情報を必要とする観点から、上記(1)～(3)を踏まえ、「検討中」とされているデジタル中継局や、中継局の設置の代わりに共聴施設やケーブルテレビによる対応について、早急に見込み時期の具体化に向けて国及び放送事業者において検討し、本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うべきである。
意見	本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うにあたり、補完措置を含め、アナログカバーエリアの <b>100%カバー</b> の実現を前提に、ロードマップ策定をお願いしたい。又、公表についても検討いただきたい。
理由	2011年アナログ終了にあたり、国民の関心が高まり、受信可能時期の問い合わせが増えるものと想定する。 衛星セーフティネットは暫定的なものとする以上、100%カバー実現時期の明示は必要と考える。

コメント 2

<p>ページ</p>	<p>P14 第三章 送信側の課題(2) - 補完措置 3.提言  <b>(2)衛星によるセーフティネット</b>          原則として全国一律の放送を衛星により送り届けるセーフティネットは、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の代替的措置として、暫定的なものと位置づけるべきである。          国は、セーフティネットを行うための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に行うための具体的な方法を早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。</p>
<p>意見</p>	<p>衛星の種類、送出するチャンネル、番組数、などについて早急に決めていただきたい。          又、暫定的なものと位置付ける以上、衛星によるセーフティネットを利用した視聴者が、将来的に不利益が生じないように、配慮が必要と考える。</p>
<p>理由</p>	<p>衛星による地上デジタルの受信は、既存の受信機や今後の対応受信機のあり方に大きくかかわる問題である。</p>

コメント 3

<p>ページ</p>	<p>P19 第四章 受信機の課題(1)-受信機の普及と利便性の向上 3.提言  (1)受信機の普及等 <b>簡易なチューナー等</b>  アナログ受信機を……(中略)  簡易なチューナー等に必要な機能がどのようなものであるかを関係者が検討すること等を通じて、2年以内に5,000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手できるような環境を整えるようにすることが望まれる。  (中略)  ……周知のための取組が合わせて行なわれることが必要である。</p>
<p>意見</p>	<p>簡易なチューナーの価格に言及することは、健全な競争市場を阻害し、価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引するなど、<b>デジタル放送受信機全般の普及阻害要因</b>になりかねないので、具体的金額を記載するべきではない。  又、簡易なチューナーの位置付けは、デジタル放送受信機の普及に最大限努力を払った上で、それでも残存するアナログテレビを利用可能にする為の一手段であり、「第四章(1)受信機の普及等」の中でなく、「第八章アナログ放送の終了にあたっての課題」への対応策の一つとして取り上げられるべきものである。</p>
<p>理由</p>	<p>簡易なチューナーは、その位置付けから用途・機能が限定されることなどから、一般のデジタル放送受信機の普及と同列で語られるべきものではない。</p>

コメント 4

<p>ページ</p>	<p>P20 第四章 受信機の課題(1) - 受信機の普及と利便性の向上 3.提言  (1)受信機の普及等 <b>公共施設のデジタル化対応</b>  学校を初めとする公共施設における受信機器のデジタル化を促進することは、これら公共施設においてデジタル放送の特性を活かした放送の受信を可能とするのみならず、先導的なデジタル化の取組により国民がデジタル放送に接触する機会を提供することにもつながる。公共施設におけるデジタル化を促進するため、総務省は他省庁との連携を更に強化していく必要がある。</p>
<p>意見</p>	<p><b>賛成である。</b>  公共施設においては、是非率先してデジタル化を進めていただきたい。</p>
<p>理由</p>	<p>公衆の場でのデジタル化を目の当たりにすると、一般消費者の意識が高まる。  国策としての位置づけが、明確になって現れる。  工事の平準化に寄与することにもなる。</p>

<p>ページ</p>	<p>P20 第四章 受信機の課題(1) - 受信機の普及と利便性の向上 3.提言  <b>(2)受信機購入に対する支援</b>                  デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。一方で、明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯が生じることも想定される。地上テレビジョン放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑みれば、これらの世帯においても、デジタル化された後も引き続き地上テレビジョン放送を視聴できるよう、何らかの支援が検討されるべきと考える。(中略)                  審議会としては、以下の点を基本的考え方としつつ、支援の具体策について、国は、平成20年夏までに検討して公表するよう提言する。                  支援を行う対象者は、経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定すべきこと                  その支援対象は、現在アナログ放送を受信している人が平成23(2011)年以降も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定すべきこと                  また、審議会の議論の過程で、地方公共団体の専門委員から、支援を行う際に地方公共団体の負担が生じることについて懸念が表明されており、具体策の検討にあたってはこの点に配慮して行われることが望まれる。</p>
<p>意見</p>	<p>「基本的考え方」に関しては、平成20年夏を待たず、できるだけ早く国民に周知していただきたい。                  「基本的考え方」に関しては、UHFアンテナや工事費用も含めた支援も必要と考える。</p>
<p>理由</p>	<p>消費者が、誤った期待を持って、買い控えにより普及が阻害されないようにしなければならない。                  厚生労働省 社会福祉行政業務報告によれば、生活保護世帯はVHF放送主体の大都市圏に多く、又、アンテナ工事関連は高額となるため。</p>

コメント6

ページ	P25 第四章 受信機の課題(2) - 共聴施設の改修等 3.提言 <b>(1)共聴施設の改修</b> 辺地共聴施設、集合住宅共聴施設、受信障害対策共聴施設のいづれについても、デジタル化対応のために改修が必要となる共聴施設の数と平成23(2011)年まで残り4年間しかないことを考えると、工事体制の問題も含めて、改修時期の平準化に取り組んでいくことが必要である。
意見	<b>賛成である。</b> 国が主導して早期かつ計画的な推進をお願いしたい。
理由	視聴者においては、受信環境が整備されていないために、デジタル機器の購入が遅れている場合もあると考えられるため。

コメント 7

<p>ページ</p>	<p>P32 第六章 周知広報 3.提言  <b>(1)デジタル化の意義の周知</b>          放送のデジタル化が完了し、アナログ放送を終了した後は、需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の電気通信や、新たなサービスである移動体向けのマルチメディア放送等のテレビジョン放送以外の放送やITS（高度道路交通情報システム）、安心・安全な社会の実現のためにブロードバンド通信が可能な自営通信の分野に周波数を割り当てることができる点についても周知を強化すべきである。</p>
<p>意見</p>	<p><b>賛成である。</b>          周波数の他への転用につき、将来の必要性とそれによる国民としてのメリットを明確に伝え、消費者がアナログ終了を行うことの理解を深めるよう、国としての広報をお願いしたい。</p>
<p>理由</p>	<p>高精細などのデジタル放送の特長の周知活動に比べ、なぜ、アナログ放送を終了させ、デジタル化しなければならないかの説明が消費者に十分周知されてないと思われる。</p>

コメント 8

ページ	P32 第六章 周知広報 3.提言 <b>(2)周知広報の体制</b> こうした状況に適切に対応するためには地域の実情に応じたよりきめ細かな相談体制が必要であり、国は、受信相談の拡充等地域レベルでの相談体制を平成20年中に整備していくべきである。
意見	<b>市町村レベル</b> でのきめ細かな相談体制が必要であるとする。
理由	地域毎に事情が違い、きめ細やかな対応を行なうには、視聴者の身近に相談できる体制が必要であるとするため。



コメント9

ページ	P33 第六章 周知広報 3.提言 <b>(4)周知広報の方法</b> きめ細やかな周知広報の観点からは、これまでのマスを対象とした周知広報活動に加え、さまざまな場面をとらえた周知広報活動を行なっていくことを検討していくべきである。
意見	<b>賛成である。</b> これまで、アナログテレビへのシールの貼付や、販売店店頭でのチラシ配布、放送スポット等、民間ルートでの周知広報が主であったが、今後は、 <b>各市町村レベルでのきめ細かな周知広報活動</b> が積極的に行われることを望む。
理由	今後の周知は、住民により密着した活動が重要となるため。

コメント 10

<p>ページ</p>	<p>P 42 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題 3.提言</p>
<p>意見</p>	<p>「第四章3.提言(1)受信機の普及等」において記述されている<u>簡易なチューナー等</u>については、本章にて「デジタル放送受信機の普及に最大限努力を払った上で、それでも残存するアナログテレビを利用可能にする為の一手段」としてとりあげるべき内容である。</p> <p>又、簡易なチューナーの価格に言及することは、健全な競争市場を阻害し、価格のみの情報が独り歩きして消費者の買い控えを誘引するなど、<b>デジタル放送受信機全般の普及阻害要因</b>になりかねないので、<b>具体的金額</b>を記載するべきではない。</p>
<p>理由</p>	<p>簡易なチューナーは、通常のデジタル放送普及とは異なった視点で考える必要があることから。</p>

コメント 11

<p>ページ</p>	<p>P43 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題 3.提言  <b>(1)デジタル放送への全面移行のための体制</b>                  地上デジタル放送の推進は、これまで、国においては、総務省を中心に取り組まれてきたが、2011年までに残された4年間でデジタル放送への全面移行を行うための市民レベルでの取組、リサイクルの取組、公共施設のデジタル化など、他省庁の所掌と関わる事項がますます増大してくる。このような観点から、総務省は、これらの省庁による取り組みを喚起し、確実にアナログ放送を終了させるために、政府全体としての取り組みが行われることとなるよう努めるべきである。</p>
<p>意見</p>	<p><b>賛成である。</b>                  省庁間のデジタル化への取り組みレベルを合わせることは、デジタル放送全面移行のために不可欠である。</p>
<p>理由</p>	<p>デジタル化を国策として確実なものとするために、政府全体としての体制整備は必要である。</p>

コメント 12

ページ	P43 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題 3.提言 <b>(2)デジタル放送の視聴実態の把握</b> アナログ放送の終了に向けた工程表(ロードマップ)の作成、そのための工事の地理的・時間的平準化を検討するための基礎資料となるよう、今後、更に詳細の実態の把握が必要である。
意見	<b>賛成である。</b> 調査内容としてアンテナの有無、テレビへのアンテナケーブルの接続の状況、視聴の実態等の実地調査が必要と考える。
理由	これまでも、デジタル受信機購入者がアナログ放送を視聴している報告があること、等から、実地に調査しないとわからないことが多いと考えるため。

コメント 13

<p>ページ</p>	<p>P 44 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題 3.提言  <b>(4)アナログ放送の終了のための課題の洗い出しと解決のための体制</b>          平成23年に全国的にアナログ放送の終了を迎えるにあたっては、終了の際に現時点で予期し得ない状況も考えられるため、事前に可能な限りの課題の把握に努めるとともに、いかなる事態に対しても、国をはじめ関係者が可及的速やかに対応できる体制を確立する必要がある。</p>
<p>意見</p>	<p>事前の課題の洗い出しの為には、机上の検討だけではなく、モデル地域等での<b>停波の実証実験</b>が不可欠である。</p>
<p>理由</p>	<p>停波してみないと分からない予期せぬ課題を洗い出すには、実証実験がもっとも有効と考える。逆に心配していたことがそうでもなかった、ということが分かることもある。          また、洗い出した課題の解決に時間も要すると思われるので、できる限り早期に実施すべきであると考ええる。</p>

コメント 14

<p>ページ</p>	<p>P44 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題 3.提言  <b>(5)アナログ放送の終了のための計画の立案と公表</b>          アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行なうための重要な情報となるものでもあることから、国及び放送事業者において早急に検討を開始し、平成20年夏までに計画を立案し、公表・周知していくべきである。</p>
<p>意見</p>	<p><b>賛成である。</b>遅くとも平成20年夏までには公表・周知を開始していただきたい。          又、検討にあたっては、視聴者問合せ対応や工事の平準化等、終了時に混乱が生じないように十分配慮するべきである。</p>
<p>理由</p>	<p>具体的な計画の公表・周知により、計画遂行のための関係者の役割分担が明確になるとともに、視聴者の意識を高めることができる。</p>